



No.623  
3 分間  
税ミナール

令和6年10月9日

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平

〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 1～8月の「税金滞納」倒産123件、年間200件超も

株式会社東京商工リサーチが発表しました「2024年1～8月の税金滞納倒産調査」結果によりますと、「税金滞納(社会保険料含む)」を一因とした倒産が、今年1～8月で合計123件(前年同期比127.7%増)と急増しています。すでに、7月までに年間最多だった2018年の105件を上回り、年間200件を超える可能性も出てきています。政府は、2024年3月の再生支援の総合的対策を踏まえ、6月から「事業再生情報ネットワーク」の運用を開始しました。

これは、公租公課の確実な納付と事業再生の両立を目指してのものです。業績回復が遅れた企業は納付原資の確保に苦心しがちで、滞納処分から資産差押えで再生の道が途絶えるケースが少なくないようです。コロナ禍の特例措置で、国税は2020年2月から2021年2月まで、社会保険料は2020年1月から2021年2月まで、それぞれ1年間の納付の猶予(無担保かつ延滞金なし)が認められました。

その後、コロナ禍が落ち着くなか、納税(納付)が再開後も、円安による物価高や人件費上昇などのコストアップが資金繰りを圧迫し、納税資金を捻出できない企業は少なくありません。コロナ禍が落ち着き、各種支援策が縮小、終了する時期に重なるように、企業は円安、原材料やエネルギー価格の高騰、人件費アップに見舞われたました。このため、業績不振から抜け出せない企業を中心に、運転資金の確保に追われ、納税が遅れるケースが増えています。

公租公課の一定期間の滞納が続くと、執行機関による財産調査の過程で、滞納が知れ渡るレピュテーションリスクに晒されます。金融機関や取引先では、取引条件や取引そのものを見直すケースもあり、滞納を解消できない場合、資産の差押えや債権譲渡を実行され、期限利益の喪失が顕在化します。特に、毎月積み上がる社会保険の滞納解消は容易ではなく、「税金滞納」倒産は、業績回復が遅れた企業を中心に、さらに倒産を押し上げる可能性もあります。

税金の滞納期間が長引くと、関係機関が資産などの差押えなどの滞納処分を行うことがあります。こうした状況が発覚しますと、期限利益の喪失から金融機関は一括返済を求められることもあります。また、経営再建を目指す企業にとっては、金融機関や取引先の信用を失墜し、倒産に追い込まれることになりえます。

「2024年1-8月「税金滞納」倒産(株式会社東京商工リサーチ)」(令和6年9月5日)は、こちらからご覧いただけます。

[https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198896\\_1527.html](https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198896_1527.html)

